

議案第 69 号

羽生市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者
に関する条例の一部を改正する条例

羽生市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例
(平成 25 年条例第 8 号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分 (以下、改正前の欄にあっては
「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)
については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第 3 条 法第 12 条第 2 項に規定する 条例で定める布設工事監督者が有す べき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法 (昭和 22 年法 律第 26 号) による大学 (短期大 学を除く。以下同じ。) <u>において</u> <u>土木工学科又はこれに相当する課</u> <u>程を修めて卒業した後、3 年以上</u> <u>水道、工業用水道、下水道、道路</u> <u>又は河川 (以下この項において</u> <u>「水道等」という。)</u> に関する技 術上の実務に従事した経験を有す る者 (1 年 6 か月以上水道に関する 技術上の実務に従事した経験を 有する者に限る。)</p> <p>(2) 学校教育法による大学にお いて<u>機械工学科若しくは電気工学</u> <u>科又はこれらに相当する課程を修</u> <u>めて卒業した後、4 年以上水道等</u> に関する技術上の実務に従事した 経験を有する者 (2 年以上水道に</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第 3 条 法第 12 条第 2 項に規定する 条例で定める布設工事監督者が有す べき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法 (昭和 22 年法 律第 26 号) による大学 (短期大 学を除く。以下同じ。) <u>の土木工</u> <u>学科又はこれに相当する課程にお</u> <u>いて衛生工学又は水道工学に関す</u> <u>る科目を修めて卒業した後、2 年</u> 以上水道に関する技術上の実務に 従事した経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による大学の<u>土</u> <u>木工学科又はこれに相当する課程</u> <u>において衛生工学及び水道工学に</u> <u>関する科目以外の科目を修めて卒</u> <u>業した後、3 年以上水道に関する</u> 技術上の実務に従事した経験を有</p>

関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。))を含む。)又は高等専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。)、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

する者

(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては2年以上、第2号の卒業者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(8) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(9) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(10) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1

(5) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(6) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(11) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者にあつては3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）にあつては5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者にあつては7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者にあつては4年以上、同条第3号に規定する学校を

(8) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号の卒業者にあつては4年以上、同条第3号の卒業者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した

卒業した者（専門職大学前期課程
にあつては、修了した者）にあつ
ては6年以上、同条第5号に規定
する学校を卒業した者にあつては
8年以上水道に関する技術上の実
務に従事した経験を有するもの

(3) 前条第1号、第3号又は第
5号に規定する学校において、工
学、理学、農学、医学及び薬学に
関する課程並びにこれらに相当
する課程以外の課程を修めて卒業
した（当該課程を修めて専門職大学
前期課程を修了した場合を含む。
）後、同条第1号に規定する
学校を卒業した者にあつては5年
以上、同条第3号に規定する学校
を卒業した者（専門職大学前期課
程の修了した者を含む。次号にお
いて同じ。）にあつては7年以
上、同条第5号に規定する学校を
卒業した者にあつては9年以上水
道に関する技術上の実務に従事し
た経験を有するもの

(4) 外国の学校において、第1
号若しくは第2号に規定する課程
又は前号に規定する課程に相当
する課程を、それぞれ当該各号に規
定する学校において修得する程度
と同等以上に修得した後、それぞ
れ当該各号の卒業生ごとに規定す
る最低経験年数以上水道に関する
技術上の実務に従事した経験を有
するもの

(5) 技術士法第4条第1項の規
定による第2次試験のうち上下水
道部門に合格した者（選択科目と
して上水道及び工業用水道を選択
したものに限る。）であつて、1
年以上水道に関する技術上の実務
に従事した経験を有する者

(6) 建設業法施行令第34条第
1項及び第2項の規定による土木

者)にあつては6年以上、同条第
4号の卒業生にあつては8年以上
水道に関する技術上の実務に従事
した経験を有するもの

(3) 前条第1号、第3号及び第
4号に規定する学校において、工
学、理学、農学、医学及び薬学に
関する科目並びにこれらに相当
する科目以外の科目を修めて卒業
した（当該科目を修めて学校教育法
に基づく専門職大学の前期課程
（以下この号において「専門職大
学前期課程」という。）を修了し
した場合を含む。）後、同条第1号
の卒業生にあつては5年以上、同
条第3号の卒業生（専門職大学前
期課程の修了者を含む。次号にお
いて同じ。）にあつては7年以
上、同条第4号の卒業生にあつて
は9年以上水道に関する技術上の
実務に従事した経験を有するもの

(4) 外国の学校において、第2
号に規定する科目又は前号に規定
する科目に相当する科目を、それ
ぞれ当該各号に規定する学校にお
いて修得する程度と同等以上に修
得した後、それぞれ当該各号の卒
業生ごとに規定する最低経験年数
以上水道に関する技術上の実務に
従事した経験を有するもの

施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) (略)

(8) (略)

(5) (略)

(6) (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年8月27日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明